

令和7年度愛知県競馬組合新馬登録奨励金交付要綱

(目的)

第1条 愛知県競馬組合新馬登録奨励金（以下、「奨励金」という。）は、せり市場において購入した競走馬並びに自らが所有する繁殖牝馬が産んだ競走馬を名古屋競馬に登録した馬主に対し、予算の範囲内で奨励金を交付することにより、優良2歳馬の在厩を促進するとともに強い馬づくりを図り、名古屋競馬の発展及び円滑な運営に資することを目的とする。

(対象馬の要件等)

第2条 奨励金を交付する対象馬（以下、「対象馬」という。）は、次の各号のとおりとする。

- (1) 馬主が愛知県競馬組合（以下、「組合」という。）指定のせり市場（オンライン開催含む）で購入し、未出走で名古屋競馬場に入厩した馬
- (2) 馬主自身が所有する繁殖牝馬から生まれ、出生以後所有権が移動することなく未出走で名古屋競馬場に入厩した馬

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する馬は対象馬としない。

- (1) 購買価格（消費税を除く）が200万円未満の馬
- (2) 複数の馬主が共有する馬
- (3) 生産者または生産者と実質的に一体の関係にあると見なされる者が馬主となっている馬

3 対象馬は、馬主1者につき1頭に限るものとする。

(せり市場)

第3条 前条第1項第1号に規定するせり市場は、次の各号のとおりとする。

- (1) 千葉サラブレッドセールサラブレッド2歳
- (2) 北海道トレーニングセールサラブレッド2歳
- (3) 九州1歳市場サラブレッド1歳
- (4) 八戸市場サラブレッド1歳
- (5) セレクトセール
- (6) 北海道セレクションセールサラブレッド1歳
- (7) 北海道サマーセールサラブレッド1歳
- (8) 北海道セプテンバーセールサラブレッド1歳
- (9) 北海道オータムセールサラブレッド1歳
- (10) ノーザンファームミックスセール

(奨励金の交付額)

第4条 奨励金の交付額は、対象馬の購入価格（消費税を含む）の20%以内とし、200万円を上限とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第2号に規定する対象馬に対する奨励金の交付額は40万円以内とする。

(奨励金の申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする馬主（以下、「申請者」という。）は、対象馬が組合の実施する能力検査に合格した後、奨励金交付申請書兼誓約書（様式第1号）（以下、「申請書」という。）を指定する締切日までに組合管理者（以下、「管理者」という。）あてに提出しなければならない。

	締切日	備 考
第一次申請	令和7年6月30日	
第二次申請	令和7年8月29日	第6条第4項に該当する場合

- 2 申請書には、次の各号に定める書類を添付しなければならない。
- (1) 第2条第1項第1号に規定する対象馬は、せり購買証明書（市場取引売買契約書）及び馬登録証の写し
 - (2) 第2条第1項第2号に規定する対象馬は、個体確認書及び馬登録証の写し
- 3 次の各号に該当する場合は、申請書を受理しない。
- (1) 申請者とせり購買証明書（市場取引売買契約書）に記された購入者が異なるとき
 - (2) せり市場における販売申込者（出品者）と落札者（購入者）が同一もしくは同一法人の代表者あるいは雇用関係にあるとき
- 4 奨励金の交付決定額の累計が予算額に達した場合は、本条第1項に定める提出期限の前であっても申請書の受理を終了し、名古屋競馬公式サイト内で発表する。

（奨励金の交付決定と通知）

第6条 管理者は、第一次申請の締切日後、受理した申請書の申請内容を審査するものとする。

- 2 管理者は、奨励金を交付することが適当と認めたときは、奨励金の交付を決定し、速やかに申請者に奨励金交付決定通知書（様式第2号）を送付し、奨励金交付請求書（様式第3号）（以下、「請求書」という。）の提出を求めるものとする。
- 3 管理者は、奨励金の交付が適当でないと認めるときは、理由を付してその旨申請者に文書で通知するものとする。
- 4 第一次申請分の交付決定後に40万円以上の予算残額がある場合、第二次申請を受け付けることとし、第一次申請と同様の処理を行うものとする。

（奨励金の交付）

第7条 管理者は、申請者から提出された請求書を受理した後、1か月以内に奨励金を請求書に記載された申請者本人名義の口座に振り込むものとする。

（奨励金の交付決定を受けた馬主の義務）

第8条 奨励金の交付決定を受けた馬主は、対象馬を令和8年の東海優駿が実施される開催まで名古屋競馬に在籍させなければならない。また、この期間中は対象馬を第三者に譲渡してはならない。

（交付決定の取消及び奨励金の返還）

- 第9条 管理者は、交付申請に不正があったとき、並びに馬主が前条の規定に違反したときは、第6条に規定する交付決定を取り消すとともに、既に交付した奨励金の全額を返還させるものとする。ただし、対象馬が愛知県競馬組合競走馬死傷見舞金の支給に相当する事故（他の競馬場でのレース中を含む）によりへい死又は用役変更となった場合、組合が実施する能力審査に連続3回以上不合格となった場合及び管理者が特に認めた場合を除く。
- 2 交付決定の取消を受けた馬主は、交付決定の取消を受けた年度の翌年度は奨励金の交付を受けることができない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、奨励金交付に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。